

あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会  
第8回労働環境ワーキンググループ

# 建設分野における外国人材の受入れ

中部地方整備局  
建政部 建設産業課

# 建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は約11万人で、全産業の約6.4%
- 在留資格別では技能実習生が最多(2021年：約7万人)で、近年増加傾向（ただし、実習制度であり就労制度ではない）
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始（2022年度をもって終了予定）
- 特定技能外国人については、2019年度に制度が開始し、コロナ禍による入国制限の影響もあるものの、人数は増加中
- 2022年4月には、2号特定技能外国人が建設分野において初認定（コンクリート圧送職種）

## 建設分野に携わる外国人材

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	1,727,221
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	110,018
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	70,488
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987	1,767
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	6,360

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）  
外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数

## 1号特定技能外国人の受入状況（2022年3月末時点）

### 国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	4,547	601	406	370	141	88	113	38	56	6,360

### 職種別の状況

単位：人

職種	とび	建設機械 施工	型枠施工	鉄筋施工	内装 仕上げ	左官	建築大工	配管	コンクリート 圧送	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	鉄筋継手	土工	電気通信	トンネル 推進工	合計
人数	1,450	1,118	988	985	423	377	356	254	141	89	50	41	37	19	22	8	2	6,360

# ①【建設分野】業務区分の統合

## 業務区分の整理の概要

### 【現行制度】

- 業務区分が19区分と細分化されており、業務範囲が限定的
- 建設業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、該当専門工事業団体等から特定技能の対象に含めるよう要望あり



### 【見直し後】

- 業務区分を**3区分**に統合し、業務範囲を拡大
- 建設関係の技能実習職種を含む**建設業に係る全ての作業を新区分に分類**
- 特定技能外国人の安全性確保等の観点から、専門工事業団体と特定技能外国人受入事業実施法人の連携により**訓練・各種研修を充実**

## 業務区分整理（案）

### 現行の業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	



### その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工等

### 1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび  
建設機械施工 塗装等



### 2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき  
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工等



### 3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事等



建設特定技能の制度改正に係る業務区分の読み替え表

令和4年8月30日時点で特定技能1号の在留資格を有しており(建設特定技能受入計画を申請中の者を含む)、下表の左欄に掲げる業務区分の1号特定技能外国人は、それぞれ同表の右欄に掲げる業務区分に対応する1号特定技能外国人とみなす。また、右欄に複数の区分が記載されている場合は複数区分を取得しているものとみなす。

旧業務区分	新業務区分
型枠施工区分	土木区分 及び 建築区分
左官区分	建築区分
コンクリート圧送区分	土木区分 及び 建築区分
トンネル推進工区分	土木区分
建設機械施工区分	土木区分
土工区分	土木区分 及び 建築区分
屋根ふき区分	建築区分
電気通信区分	ライフライン・設備区分
鉄筋施工区分	土木区分 及び 建築区分
鉄筋継手区分	建築区分
内装仕上げ区分	建築区分
表装区分	建築区分
とび区分	土木区分 及び 建築区分
建築大工区分	建築区分
配管区分	ライフライン・設備区分
建築板金区分	建築区分 及び ライフライン・設備区分
保温保冷区分	ライフライン・設備区分
吹付ウレタン断熱区分	建築区分
海洋土木工区分	土木区分

## <区分統合後に申請した者(新区分で申請)>

### 区分統合

技能実習ルート

技能検定保有者ルート

旧試験ルート※令和4年度内は実施予定

新試験ルート

①区分を選択して申請。区分をまたがる場合は両区分を取得することも可能。例:「〇〇及び〇〇」

②区分をまたがる場合は、区分を申請した後も所有する資格等の有効期限範囲において無試験で区分の変更が可能。

※区分の変更を行う場合、原則国交省における計画認定の変更が必要となるため、計画認定の変更を行った上で入管局に届出や在留資格変更申請を行う。

①試験区分に則る。複数区分に合格した者は、複数区分を取得することも可能。

## <区分統合に係る経過措置>

旧区分の特定技能外国人

旧区分で申請中の者

- ・技能実習ルート
- ・技能検定保有者ルート
- ・旧試験ルート

①新区分に自動的に振り分け。

②区分をまたがる職種の場合、両区分を付与。

例:「〇〇及び〇〇」